

平成26年3月15日

No.292

畜産会 経営情報

主な記事

- ① セミナー経営技術
生産性向上設備投資促進税制(産業競争力強化法)の紹介
—質の高い設備への投資に対する優遇税制— 編集部
- ② セミナー生産技術
除角と去勢の方法 乳用種肉用子牛飼養管理技術マニュアルより 公益社団法人中央畜産会
- ③ 行政の窓
豚流行性下痢(PED)が発生しています! 農場での飼養衛生管理、と畜場等での適切な衛生管理を徹底しましょう!
農林水産省 消費・安全局 動物衛生課 家畜防疫対策室
- ④ (独)農畜産業振興機構からのお知らせ
畜産特別資金通事業の追加貸付(25年度3月期および26年度4月期)実施について
肉用牛肥育経営安定特別対策事業(新マルキン事業)の補填金単価について
- ⑤ あいであ&アイデア
既存の穀物用施設を活用した粉末サイレージ調製技術(その1) —フ
レコンバックを活用し貯蔵コストを30%低減— 井上 秀彦

公益社団法人 中央畜産会

〒101-0021 東京都千代田区外神田2丁目16番2号
第2デューアイシービル9階
TEL 03-6206-0846 FAX 03-5289-0890
URL <http://jlja.lin.gr.jp/cali/manage/>
E-mail jlja@jlja.jp

セミナー 経営技術

生産性向上設備投資促進税制(産業競争力強化法)の紹介 —質の高い設備への投資に対する優遇税制—

編集部

産業競争力強化法とは

「産業競争力強化法」が平成26年1月20日に施行されました。この法律は、アベノミクスの第3の矢である「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)に盛り込まれた施策を確実に実行することで、日本経済を再生し、産業競争力を強化することを目的としています。

わが国の産業競争力を強化するためには、日本経済の3つの歪み、すなわち「過剰設備」、「過小投資」、「過当競争」を是正していくことが重要で、本法律は、そのキードライバーとしての役割を果たすもので、図1に示す通りさまざまな分野に対する支援措置を講

じています。新たな設備投資を考えている方、事業の再編を計画している方など、事業活動のさまざまな場面で役立てていただければと思います。

また、本法律の詳細情報・最新情報・QA・申請書等については、巻末に掲載したホームページが随時更新されていますので、具体的な検討に際しては必ず参考にしてください。

生産性向上設備投資促進税制とは

1) 税制の概要

本税制は、質の高い設備投資の促進によって事業者の生産性を向上させ、わが国の経済発展を図るため、「A類型：先端設備」と「B

(図1) 産業競争力強化法の概要



類型：生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」を導入する際の税制措置として新設されました。税制の全体像は図2の通りです。

「A類型：先端設備」は、主に「機械装置」を対象とし、その他一定の要件を満たす「工具」「器具備品」「建物」「建物附属設備」「ソフトウェア」を含む。税制措置を受けるための手続きが、設備メーカーから証明書を受け取ると簡便であることが特徴です。

一方、「B類型：生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」は、「機械装置」「工具」「器具備品」「建物」「建物附属設備」「構築物」「ソフトウェア」を対象とします。利益改善のための一連の設備を丸ごと対象とできることが特徴です。

2) 税制のメリット

具体的には図3のようなメリットがありま

す。

○産業競争力強化法施行日（平成26年1月20日）から平成28年3月31日まで：即時償却または税額控除（5%。ただし建物・構築物は3%）の選択制

○平成28年4月1日から平成29年3月31日まで：特別償却（50%。ただし建物・構築物は25%）または税額控除（4%。ただし建物・構築物は2%）の選択制

※ただし、税額控除における税額控除額は、当期の法人税額の20%が上限

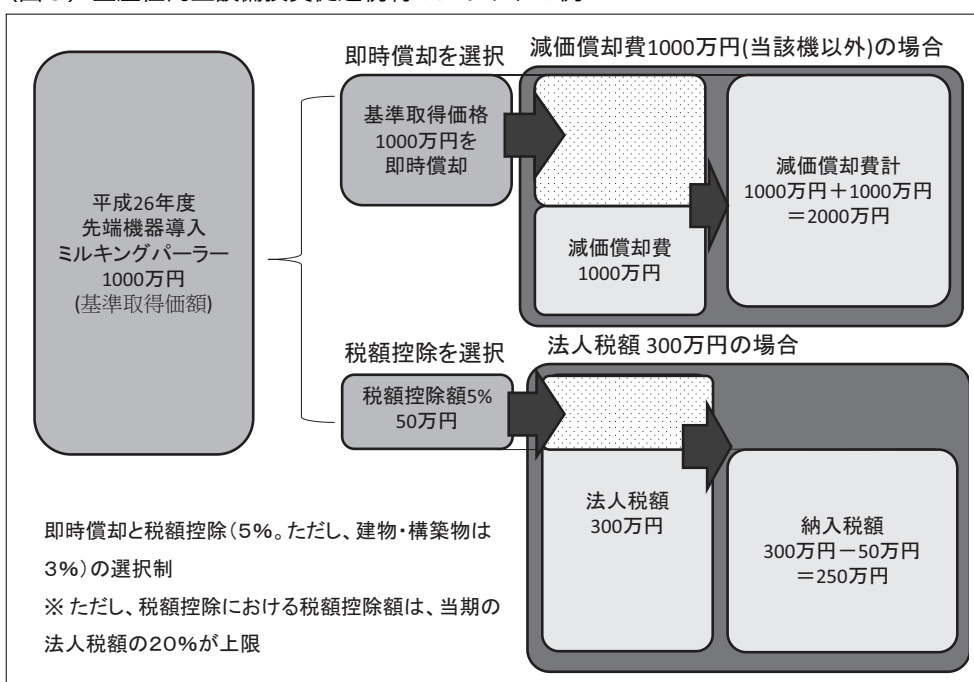
3) 「A類型：先端設備」の要件

「A類型：先端設備」は、「機械装置」および一定の「工具」「器具備品」「建物」「建物附属設備」「ソフトウェア」のうち、次に掲げる(1)～(3)の要件を全て満たすもの（サーバーおよびソフトウェアについては中小企業者等が取得するものに限る）を対象としま

(図2) 生産性向上設備投資促進税制の概要

➤ 質の高い設備投資の促進によって事業者の生産性向上を図り、もって我が国経済の発展を図るため、「先端設備」や「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」を導入する際の税制措置を新設。		
類型	A: 先端設備	B: 生産ラインやオペレーションの改善に資する設備
対象設備 (要件)	「機械装置」及び一定の「工具」「器具備品」「建物」「建物附属設備」「ソフトウェア」のうち、下記要件を全て満たすもの（サーバー及びソフトウェアについては中小企業者等が取得するものに限る。） ①最新モデル ②生産性向上（年平均1%以上） ③最低取得価額以上	「機械装置」「工具」「器具備品」「建物」「建物附属設備」「構築物」「ソフトウェア」のうち、下記要件を全て満たすもの ①投資計画における投資利益率が年平均15%以上（中小企業者等は5%以上） ②最低取得価額以上
確認者	工業会等	経済産業局
税制措置	○産業競争力強化法施行日（平成26年1月20日）から平成28年3月31日まで ：即時償却と税額控除（5%。ただし、建物・構築物は3%）の選択制 ○平成28年4月1日から平成29年3月31日まで ：特別償却（50%。ただし、建物・構築物は25%）と税額控除（4%。ただし、建物・構築物は2%）の選択制 ※ ただし、税額控除における税額控除額は、当期の法人税額の20%が上限	

(図3) 生産性向上設備投資促進税制のメリットの例

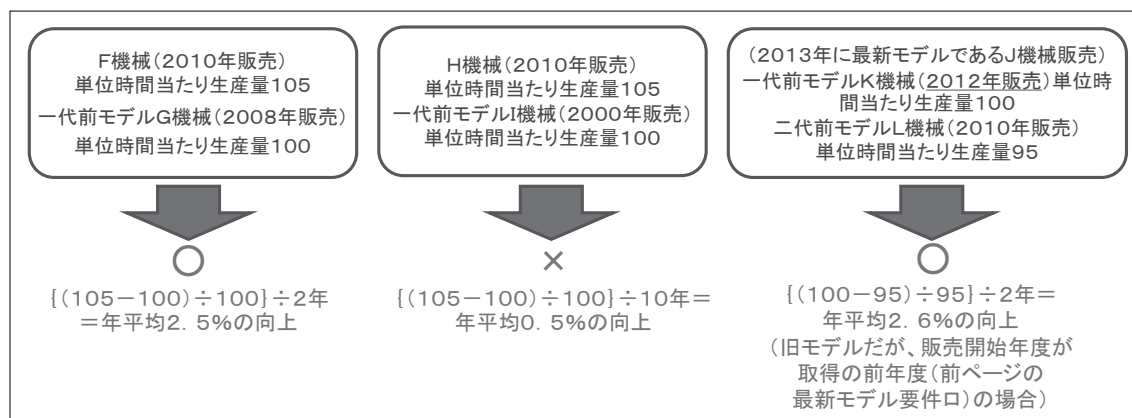


す。

このうち、(1)と(2)については、事業者から依頼を受けた設備メーカーの申請に基づき工業会等^{*}が確認・証明を行います。

^{*}工業会等とは、先端設備（A類型）に係る仕様等の証明業務を所管する業界団体であり、平成20年改正前の減価償却資産の耐用年数等に関する省令に準じて該当分野をそれぞれ担当します。随時更新されているので、ホームページで確認してください。

(図4) 生産性向上要件の例



(1) 最新モデル

最新モデルとは、各設備メーカーにおける次のいずれかのモデルをいいます。

- イ. 一定期間内（機械装置：10年以内、工具：4年以内、器具備品：6年以内、建物および建物附属設備：14年以内、ソフトウェア：5年以内）に販売が開始されたもので、最も新しいモデル。
- ロ. 販売開始年度が取得等をする年度およびその前年度であるモデル。

(2) 生産性向上

旧モデル（最新モデルの一世代前モデル）と比較して、生産性が年平均1%以上向上しているものであることとしており、具体的には図4の事例を参考としてください。

生産性の指標については、「単位時間当たりの生産量」「精度」「エネルギー効率」等、メーカーの提案を元に、工業会等がその設備の性能を評価する指標として妥当であるかを判断します。

比較するのは、同一メーカー内での新モデルと旧モデルのみで、他メーカーとの比較や、ユーザーがもともと使用していたモデルとの

比較は行いません。

特注品であっても、カスタムのベースとなる汎用モデルや中核的構成品がある場合は、そのベースとなる旧モデルとの比較を行います。

(3) 最低取得価額

最低取得価額は設備種類ごとに設定しており、機械装置の場合で単品160万円以上です。工具・器具備品、建物附属設備およびソフトウェアについては、生産性向上設備投資促進税制のホームページを参考にしてください。

4) 「B類型：生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」の要件

以下の(1)および(2)を全て満たす設備が対象となります。このうち、(1)については、経済産業大臣（経済産業局）が確認・証明を行います。

(1) 投資利益率

事業者が策定した投資計画で、その投資計画におけるその設備投資による効果として年平均の投資利益率が15%以上（中小企業者等にあつては5%以上）となることを見込まれることについて、経済産業大臣（経済産業局）

の確認を受けたものです。

対象となる設備は、その投資計画に記載されている設備で、事業者にとって投資目的を達成するために必要不可欠なものです。なお、年平均の投資利益率は、次の算式によって算定します。

投資利益率 算式

$$\frac{\text{「営業利益+減価償却費※1」の増加額※2}}{\text{設備投資額※3}}$$

※1 会計上の減価償却費

※2 設備の取得等をする年度の翌年度以降3年度の平均額

※3 設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得価額の合計額

(2) 最低取得価額

最低取得価額以上のものであること。最低取得価額については、A類型の(3)と同じです。

中小企業投資促進税制 (上乗せ措置) とは

中小企業者等については対象設備を限定して、別途「中小企業投資促進税制」において上乗せ措置が適用できます（生産性向上設備投資促進税制よりもさらに措置内容を拡充）。（図5）。

1) 上乗せ措置の対象設備

中小企業投資促進税制の対象設備のうち、以下のA類型またはB類型の設備。

「A類型：先端設備」

生産性向上設備投資促進税制の「先端設備」の要件（A類型(1)～(3)）を全て満たす設備※1,2です。

※1 機械装置のうち「ソフトウェア組込型機械装置（あらかじめプログラムが組み込まれた専用のコンピューターが搭載され、そのコンピューターからの指令に基づいて作動する機械装置）」については、A類型①（最新モデル要件）においては、最新モデルに加え、一代前モデルも対象とします。

※2 ソフトウェアについては、A類型②（生産性向上要件）は適用しません。

「B類型：生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」

生産性向上設備投資促進税制の「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」の要件（B類型(1)および(2)）を全て満たす設備です。

2) 対象設備の取得価額要件

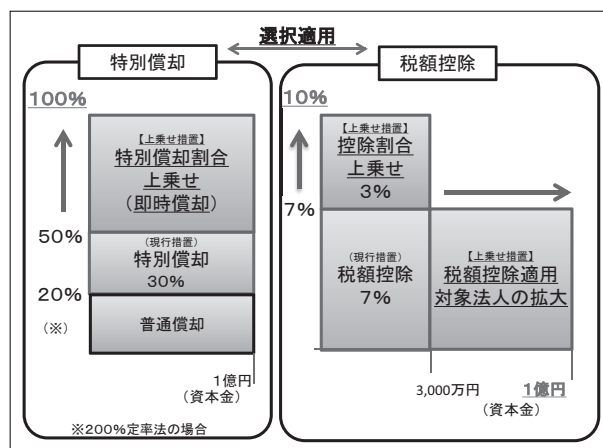
「A 先端設備」、「B 生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」の取得価額要件は、機械装置、測定工具および検査工具などで細かく分かれていますので、詳細はホームページで確認してください。

3) 税制措置

中小企業者等とは、資本金1億円以下の法人等および個人事業主をいい、適用される措置の内容は、以下の中小企業者等の区分に応じて、次の通りです。

- ①資本金3000万円以下の法人等および個人事業主→即時償却または税額控除10%との選択適用
- ②資本金3000万円超1億円以下の法人→即時償却または税額控除7%との選択適用

（図5）中小企業者に対する上乗せ措置



用。

4) 要件確認スキーム・確認者

生産性向上設備投資促進税制の「A類型：先端設備」および「B類型：生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」の要件確認スキームと同様です。

各税制措置の適用に係る留意事項

1) 各税制措置の適用関係

産業競争力強化法の施行の日（平成26年1月20日）以降に取得等をし、かつ、事業の用に供した設備が対象となります。

2) 設備の事業供用年度と税制措置適用年度が不一致となる場合

平成26年3月31日までに終了する事業年度において対象設備を取得等し事業に供用した場合は、その年度では税制措置が受けられず、翌事業年度に税制措置を受けることとなるので留意する必要があります。

具体的には、12月決算先については平成26

年3月末までに行った投資について今年度に税制措置を適用できますが、3月決算先については平成26年3月末までに行った投資について今年度は税制措置を適用できず、来年度に今年度分と来年度分の措置がまとめて適用されることとなります。

3) 補助事業・リースとの併用

生産性向上設備投資促進税制は、税法（例年4月1日施行）で具体化されますが、基本的に他の補助事業との組み合わせは排除されない見込みです。また、リースとの組み合わせも可能となる見込み（オペレーションリースを除く）です。具体的には個々の補助事業や税務署等に確認の上、活用ください。

【参考ホームページ】

産業競争力強化法：

<http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku-kyouka/index.html>

生産性向上設備投資促進税制：

<http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku-kyouka/seisanseikojo.html>

中小企業投資促進税制の上乗せ措置：

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2013/131114sokusinzeisei.htm>

○担当課および連絡先

	生産性向上設備投資促進税制	中小企業投資促進税制(上乗せ措置)
北海道経済産業局	地域経済課(直通:011-709-1782)	同左
東北経済産業局	地域経済課(直通:022-221-4876)	中小企業課(直通:022-221-4922)
関東経済産業局	地域経済課(直通:048-600-0254)	中小企業課(直通:048-600-0321)
中部経済産業局	地域振興課(直通:052-951-2716)	中小企業課(直通:052-951-2748)
中部経済産業局北陸支局	地域経済課(直通:076-432-5518)	産業課(直通:076-432-5401)
近畿経済産業局	地域経済課(直通:06-6966-6065)	中小企業課(直通:06-6966-6065)
中国経済産業局	地域経済課(直通:082-224-5684)	同左
四国経済産業局	地域経済課(直通:087-811-8513)	中小企業課(直通:087-811-8529)
九州経済産業局	企業支援課(直通:092-482-5435)	同左
沖縄総合事務局経済産業部	地域経済課(直通:098-866-1730)	中小企業課(直通:098-866-1755)

○制度に関するお問い合わせ

＜生産性向上設備投資促進税制＞
経済産業省 経済産業政策局 産業再生課 (直通:03-3501-1560)
＜中小企業投資促進税制(上乗せ措置)＞
中小企業庁 事業環境部 財務課 (直通:03-3501-5803)

セミナー

生産技術

除角と去勢の方法

乳用種肉用子牛飼養管理技術マニュアルより

公益社団法人中央畜産会

中央畜産会では、平成21年度に乳用種肉用子牛の飼養管理マニュアルを取りまとめました。本マニュアルは、良質な乳用種牛肉を生産するための素牛の飼養管理に着目し、酪農経営での妊娠牛の管理とヌレ子の飼養管理、離乳期の飼料の切り替え、育成牛の腹づくり等に特にポイントを置いた内容となっています。

今回は、除角と去勢の方法について紹介します。

1) 除角

☆ポイント☆

□ 除角の効果

- 牛個体のばらつきが減少
- 平均して飼料を食べるようになる
- 突き合いによるストレス、アタリが減少
- 群編成しやすくなる
- 管理者への危険の減少。管理が容易になる

□ 除角における留意点

- 角の成長点を焼くことで角の成長がなくなる
- 除角は3ヵ月齢までに終わらせ、ストレスを少なくする
- 健康に異常があるときは除角を見合わせる
- 離乳などのストレスと重ならない時期に行う
- 牛の保定を十分にすること。保定が不十分だと牛の耳等に火傷をさせてしまう危険が伴う
- 夏場はハエ等が雑菌を運び、焼烙部分が化膿することがある

- 焼烙は一種の火傷であるから、やけどの手当てが大切
- 牛・人間共に火の注意。夏場でも長袖を着用する
- 除角牛と有角牛の混飼はしない

群管理では、角を伸ばしたままにしておく
と管理者への危険性が増すばかりでなく、牛
同士の角の突き合いによる流産や負傷が増
え、肥育牛ではアタリとして取引価格を落
すことにもなりかねません。このため、可
能な限り除角を行った方がよいでしょう。

除角には、以下の2つの方法があります。

- ① 角が伸び始める前に角根部を焼き取る
方法（焼きごて法）：2～3ヵ月齢以内
の牛に有効
- ② 角が成長してから除角器で切る方法
（ワイヤー法）：ある程度月齢の経過した
牛に有効

作業労力や牛へのストレスを考えると、子

牛のうちに角根部を焼き取る方法（焼きごて法）がよいでしょう。

除角は子牛にとってかなり大きなストレスとなるため、子牛の健康状態をよく観察した上で離乳等のストレスと重ならない時期に行ってください。

いずれの方法も切断した後は木タールを塗布して保護してください。

(1) 焼きごて法（2～3ヵ月齢以内の牛に有効）

幼齢牛で角がまだ被毛に隠れているくらいのときに、専用焼きごて（商品名：ポータソール）で角を直接焼きつぶす方法です。

2、3ヵ月齢であれば剪定バサミ等で角を根元から切除し、断面を焼きごて（商品名：

注意：消毒薬が子牛の目に入らないように、消毒薬は少し粘調度のある木タール等を使用した方がよい。

湿度の高い時期やハエの多い時期等では、傷口が化膿することもある。化膿するようであれば、傷口をよく洗浄・消毒し清潔に保つようにする。

こてじゅう）で止血をします。

スモールからの一貫経営では、2、3ヵ月齢までにこれらの方法で除角するのが安全で簡単です。また、牛にとってもストレスが少なくて済みます。

ただし、この方法は十分に角を切除することができない場合があり、その後若干伸びることがあります。



（写真1）焼きごてによる焼き取り



（写真2）焼き取り中



（写真3）焼き取った後の状態



（写真4）焼き取った後の消毒

(2) ワイヤ法（ある程度月齢の経過した牛に有効）

肥育素牛など月齢の経過した牛の除角を行う場合は切断面からの出血が多いので、専用のワイヤー（線鋸）で切断して焼ごてで止血します。

ワイヤーの摩擦で擦りながら切断することから出血が少ない傾向にあります。



（写真5）除角時の保定柙
首と鼻の部分を保定することで動けなくなる。

2) 去勢

☆ポイント☆

- 去勢は脂肪の付着を良くし、肉のきめ、肉色を改善する
- 群飼時の牛同士の競合を軽減することができる

3ヵ月齢を過ぎたら去勢を行いましょう。

去勢は肉質を配慮した飼養管理における重要なポイントの1つで、脂肪の付着を良くし、肉のきめ、肉色を改善する効果があります。

現在、無血去勢のバルザック法、ゴムリングで圧迫するリング法、陰のうを切開して血管を結さくし睪丸を切断する観血去勢法等があります。

(1) 無血去勢法

バルザック法（カストレーター法）ともいいます。

バルザック（無血去勢器）で精索を片方ずつはさみ、血流を絶つことで睪丸を萎縮させる方法です。

出血もなく術後感染の心配もありますが、一時的に睪丸がうっ血して腫れるため大きい牛ではストレスが持続します。4ヵ月齢前後で実施するとよいでしょう。

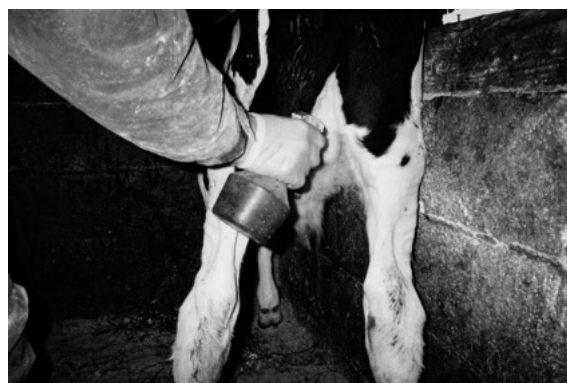
牛を安全に保定したら局部をパコマ等で消毒し、睪丸から上2～3cmのあたりを挟みます。挟んだ跡が左右で重ならないようにずらすのがコツです。

睪丸実質を挟むと睪丸炎を起こし、大きく腫れあがるので注意する必要があります。

処置が終わったら、挟んだ跡をヨードチンキ等で消毒します。



(写真6) 去勢前の牛の睪丸



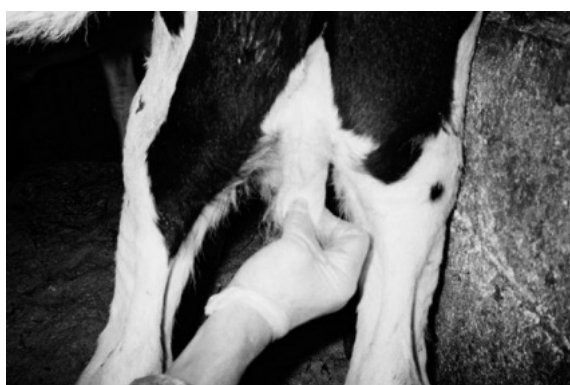
(写真7) 牛の睪丸付近を消毒



(写真8) 睪丸を下げて精索を出す



(写真9) 睪丸を下げた状態でバルザックで精索を挟む



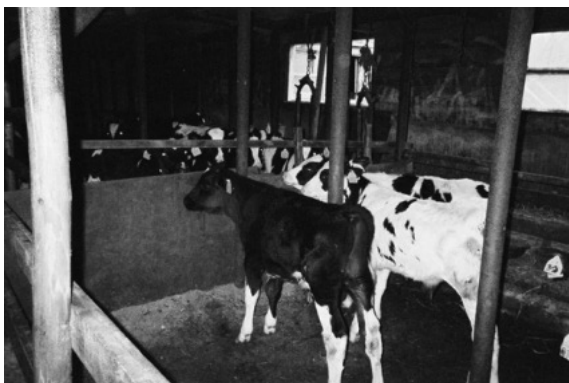
(写真10) 去勢終了後（睪丸の上の精索にスジがみえる）

具体的な実施方法は以下のようになります。

- ① 消毒薬、バルザック、消毒用ヨード剤を準備する
- ② 柵場等の子牛を起立保定し、陰のう部の周囲を消毒する
- ③ 右側の睪丸を下方に押し下げ、睪丸の

上3～4 cmの精索を押さえ、陰のうの右端に押し付けて固定させる

- ④ バルザックの精索止めのついた方の歯を下にして精索を軽く挟み、精索が歯止めの内側に入っているかを確認する。このとき、一度に左右両方の精索を挟まないよう注意しながら、左右の精索を別々に挫滅する
 - ⑤ 確認後、バルザックの柄を一気に締め、20～30秒間締め続ける
 - ⑥ 指で精索を触診し、完全に精索が切断されたかを確認し、バルザックを開く
 - ⑦ 左側の精索も同様に行う。去勢が終了したら、ヨードチンキ等で消毒する
- 去勢後4～5日経過すると、陰のうが腫れ、



(写真11) ゴムリング去勢を行う牛群 (生後50日位)



(写真12) 牛を押さえる



(写真13) 睪丸をしぼり出す



(写真14) ゴムをかける



(写真15) ゴムがかかった状態

約1ヵ月後に萎縮します。精索の挫滅に失敗することもあるので、陰のうが萎縮していることをきちんと確認することが必要です。

(2) ゴムリング法

イージーカットと呼ばれる小さいゴムを4本のツメがついた専用器具にかけて引き伸ばし、睪丸を順番にくぐらせ、両方の精索をゴ

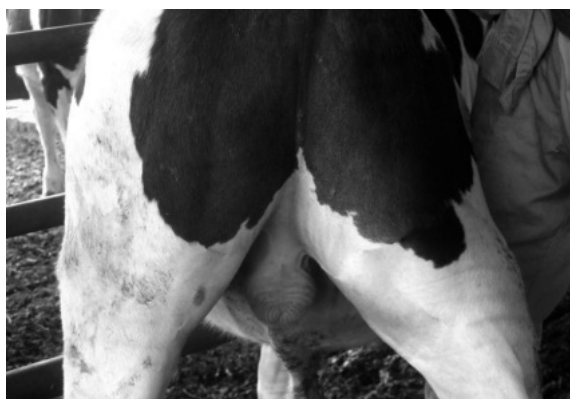
ムで圧迫する方法です。

血流が途絶えて壊死した睪丸は、およそ1～1ヵ月半で脱落します。作業が簡単で危険が少ないことから、高齢者や人手が少ない農場向きです。睪丸が脱落するころには感染防止のため敷料を交換しておくことが重要です。

この方法の場合、月齢が経過して大きくなった牛にはストレスがかかるので、3ヵ月齢までの実施に限られます。また、破傷風の常在地では感染の危険があるので絶対に行ってはいけません。

(3) 観血去勢法

陰のうを引き伸ばし下から2.5～3cmくらいの位置を刃物で一気に切る方法です。



(写真16) 去勢前



(写真17) 陰のうの下部をナイフで切り取る



(写真18) 睪丸を出し漿膜に切れ目を入れる



(写真19) 睪丸を下方に引き出し精管をしごきながら長く細かく引き抜く



(写真20) 傷口に希ヨードチンキで消毒する

露出した睪丸を片方ずつ、精管を指にからませてゆっくりと下方に引き抜くとほとんど出血はありません。術後は陰のうの周囲に希ヨードチンキ等で消毒を行います。

非常にストレスが少なく、2～3ヵ月齢の睪丸の小さい子牛に適した方法です。

(次号につづく)

行政の窓

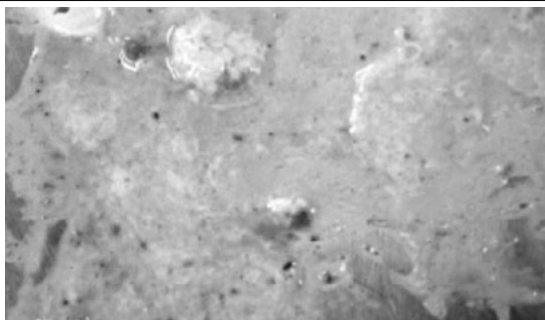
農林水産省からのお知らせ

豚流行性下痢(PED)が発生しています！ 農場での飼養衛生管理、と畜場等での適切な衛生管理を徹底しましょう！

農林水産省 消費・安全局 動物衛生課 家畜防疫対策室

昨年10月以降、沖縄県、茨城県、鹿児島県、宮崎県、熊本県、愛知県および青森県において、豚流行性下痢の発生が確認されています（国内では7年ぶりの発生）。

本病は、発症した豚が主に水様性下痢を呈し、特に哺乳豚での致死率が高い（50～100%）ことが特徴です。本病ウイルスは下痢便中に排せつされ、主に経口感染により周囲の豚に感染します。また、本病ウイルスは環境中でも比較的強く、豚舎や運搬車両等において、長期間、豚への感染性を維持した状態で存在し続けることがあります。そのため、本病は、感染した豚、汚染した車両、衣類、履物、作業器具等により、農場から農場へと伝播すると考えられます。



未消化固形物を含む水様性下痢



PED発症哺乳豚

写真：動物衛生研究所ウェブサイトより転載

【農家の皆様をはじめ、農場・と畜場等に出入りするすべての皆様へ】

本病ウイルスの農場への侵入を防止するためだけでなく、他の農場への伝播を防ぐためにも、飼養衛生管理基準に従い、豚、人、車両、作業器具等の出入りを管理することが重要です。

特に、豚や排せつ物の運搬車両については、タイヤ周りだけでなく、荷台、運転席マット等を含め、車両全体を念入りに消毒してください。また、消毒に当たっては、逆性石けん系、アルデヒド系等、有効な消毒薬を使用するとともに、消毒薬の効果を最大限に発揮するため、消毒前に有機物を十分に取り除きましょう。



靴底消毒槽の設置



農場専用衣類・長靴の設置



消石灰帯の設置



車両の消毒



・これらの対策は一つだけでは不十分です。可能な限り多くの対策を講じましょう。

・豚流行性下痢を疑う症状を認めたら、直ちに家畜保健衛生所に通報しましょう！

(独)農畜産業振興機構からのお知らせ**畜産特別資金融通事業の追加貸付（25年度3月期および26年度4月期）実施について**

畜産特別資金融通事業（大家畜・養豚特別支援資金および改善緊急支援資金）の貸付については、毎年度、原則として大家畜・養豚特別支援資金は5月31日および11月30日、改善緊急支援資金は5月31日、8月31日、11月30日および2月28日に実施しているところです。

しかしながら、近年の配合飼料価格の高騰・高止まりにより農家負担が増加していることに加え、本年2月の豪雪による被害など、経営状況が悪化した畜産農家が見受けられることから、平成25年度3月期（26年3月）および平成26年度4月期（26年4月）に追加貸付を行いますのでお知らせいたします。

【貸付実行日】（1）平成25年度3月期：平成26年3月20日（木）

（2）平成26年度4月期：平成26年4月30日（水）

また、農林水産省が公表した「今冬の豪雪による被災農業者への支援対策」（2月24日）および「同追加対策」（3月3日）のうち畜産関連対策を抜粋し、お知らせします。

（参考）今冬の豪雪による被災農業者への支援対策＝抜粋＝ 農林水産省

1. 災害関連資金の無利子化

・農林漁業セーフティネット資金等の災害関連資金の貸付利子を貸付当初5年間無利子化

2. 共同利用施設への助成（強い農業づくり交付金）

・雪害を受けた産地に対し、別枠で集出荷貯蔵施設等共同利用施設の整備を優先的に支援

3. 被災農業法人等の雇用の維持のための支援（農の雇用事業（次世代経営者育成派遣研修））

・被災農業法人等が、施設の復旧までの間、従業員を他の農業法人等に研修目的で派遣する場合に必要な経費を助成。

4. 農業用ハウス等の再建・修繕への助成（被災者向け経営体育成支援事業）

・再建・修繕及び再建の前提となる倒壊したハウス等の撤去に要する経費を助成

・今回の豪雪に限った特例措置として、再建・修繕に係る補助率を3/10から1/2に引き上げし、残りの地方公共団体の補助に関してその7割について特別交付税を措置

・撤去は定額助成（地方負担を含む）

5. 被災した畜産農家の経営安定

・酪農：生乳廃棄を余儀なくされた都府県及び北海道の酪農経営体に対する初任牛導入支援、性判別受精卵移植への補助（酪農生産基盤維持緊急支援事業）

・肉用牛：被災した畜産農家の生産者積立金の免除等の特例措置（新マルキン事業）、被災した畜産農家が行う繁殖雌牛の増頭を支援（肉用牛経営安定対策補完事業のうち中核的担い手への増頭支援）

・養豚：被災した畜産農家の生産者積立金の免除の特例措置（養豚経営安定対策）、被災した畜産農家が行う肉豚生産の母豚になる交雑種雌豚の導入を支援（養豚経営安定対策補完事業）

(独)農畜産業振興機構からのお知らせ**肉用牛肥育経営安定特別対策事業(新マルキン事業)
の補填金単価について****[平成26年1月分]**

平成26年1月に販売された交付対象の契約肥育牛に適用する肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱第6の補填金単価については、表1および表2の通り公表しました。

また、平成26年1月に販売された生産者積立金の納付が免除された交付対象の契約肥育牛に適用する補填金単価については、表3の通り公表しました。

(表1) 補填金単価の算定 (全国)

単位：円／頭

区 分	肉専用種	交 雑 種	乳 用 種
粗収益 (A)	921, 178	575, 011	355, 147
生産コスト (B)	904, 289	625, 968	408, 473
差額 (C)=(A)-(B)	16, 889	△ 50, 957	△ 53, 326
補填金単価 (C)× 0.8	—	40, 700	42, 600

注：100円未満切り捨て

(表2) 補填金単価の算定 (地域算定県・肉専用種) ※

単位：円／頭

広島県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	鹿児島県
—	19, 500	—	—	17, 000	17, 100

※ 各県の算定結果です。

(表3) 補填金単価(生産者積立金の納付が免除された交付対象の契約肥育牛)

単位：円／頭

肉専用種	交 雑 種	乳 用 種
—	30, 500	31, 900

注：補填金交付額に見合う財源が不足する場合等、上記補填金単価を減額することがあります。

○ 肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱 (抜粋)

第6の9の(4)のイ

県団体は、肥育安定基金の安定的な運用のために必要がある場合は、理事長の承認を受けて、補填金単価を減額することができるものとする。

あいであ & アイデア

既存の穀物用施設を活用した米粉サイレージ調製技術(その1) －フレコンバックを活用し貯蔵コストを30%低減－

(独)農研機構畜産草地研究所 井上 秀彦

(独)農業・食品産業技術総合研究機構畜産草地研究所では、自給飼料の増産促進および国産畜産物の高付加価値化のためのプロジェクト研究として、「自給飼料を基盤とした国産畜産物の高付加価値化技術の開発」を実施しています。

このうち、既存の穀物用施設を上手に活用した米粉サイレージ調製により、貯蔵の低コスト化（最大30%程度）が可能となりました。

そこで、(独)農研機構のホームページで公開している既存の穀物用施設を活用した米粉サイレージ調製マニュアルから引用し、数回に分けて具体的な調整技術をご紹介します。

はじめに

米粉サイレージは、米粉を収穫後に破碎処理を行い、密封して貯蔵するものです。イネWCS（ホールクロップサレージ）と違い既存のコンバイン体系での収穫が可能で、また、飼料用米の貯蔵・利用法としても乾燥調製コストが不要である等のメリットがあります。

米粉サイレージでは、米粉を破碎処理することで飼料価値と発酵品質の向上が期待できますが、籾殻の破碎に当たっては各種の方法が試行されています。

その一つに、ライスセンター等に既設の籾殻膨軟処理装置（プレスパンダー）を利用し、少ない設備投資で効率的に米粉サイレージ調製をねらう取り組みがあります。

しかし、プレスパンダーは米粉サイレージ調製を想定して設置されたものではないため、施設の状況に合わせてレイアウト変更や米粉投入法等工夫が必要となります。

そこで、既存施設を利用し、より低コストを実現するためにフレコンバックを活用した技術のポイントを解説します。

準備段階で検討すべき事項



貯蔵袋（フレコンバック）から掃除機で空気を吸引

■プレスパンダーを米粉サイレージ調製に利用することについて、施設所有者や補助事業者等と事前に打合せや、進捗管理をしっかりと行ってください。

事前チェックリスト（例）等を活用し、関係者間で必要事項や達成状況等の情報を共有できるような体制作りをしてください。

処理のフロー

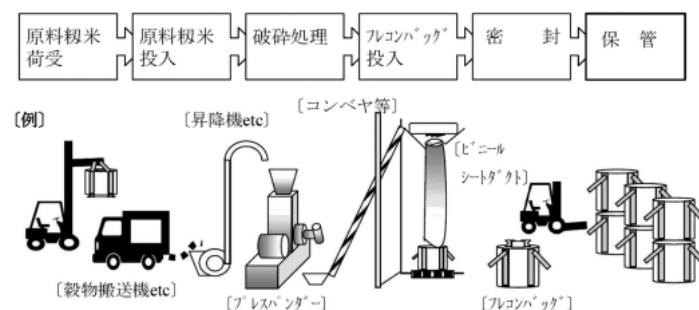


図1 処理フロー

事前チェックシート（例）

区 分	項 目	内 容 等	チェック
施設	施設配置等	◇作業動線の確認・設定	
		◇搬入・搬出作業場所の作業スペースの確保	
		◇設備の事前点検・清掃	
		◇プレスバンダーの試運転	
	原料投入側の装備	◇プレスバンダーへの連続投入方法の決定	
	破碎機出口及び荷受側の準備	◇プレスバンダー出口側コンベヤの能力の確認 ◇破碎処理物の調製容器への投入法の決定	
生産計画等	原料粗米荷受場所	◇原料粗米の荷受スペースの確保	
	原料粗米荷受場所	◇原料粗米の荷受スペースの確保	
機械器具その他資材	処理（調製）量	◇耕種農家と畜産農家の需給調整	
	収穫日時	◇収穫・搬入の期間・量の生産者との調整	
	原料粗米の運搬容器	◇原料粗米の運搬・一時保管の容器の調達	
	調製容器（フレコンバッグ）	◇フレコンバッグ、内袋の確保 ◇大量発注時の在庫の保管場所の確保	
	大型計量器	◇計量器（原料粗米及び製品の計量）の確保	
	フォークリフト	◇アームが必要な高さに上がる機種の確保	
	パレット	◇調製容器の保持・運搬用（3枚以上）	
	封入容器支持枠	◇パレットに脱着可能なもの（パレット枚数分）	
	粗米水分計	◇原料粗米・破碎処理物の水分測定用	
	密閉器具等	◇掃除機（封入時の脱気用）	
	添加剤（乳酸菌等）	◇水分調整時に添加（添加方法を検討）	
	水分調整用器具等	◇水道の有無確認、延長ホースの確保など	

出典：既存の穀物用施設を活用した粗米サイレージ調製技術マニュアル
 発行編集 山形県農業総合研究センター 畜産試験場
 （独）農業・食品産業技術総合研究機構 畜産草地研究所

■原料粗米のプレスバンダーへの投入、破碎処理物の調製容器であるフレコンバッグへの投入・密封等の工程が新たに発生するため、作業動線や施設レイアウトシミュレーションを十分に行ってください。

- ・原料粗米の荷受や製品搬出のためのフォークリフト作業ができる広さ
- ・原料粗米の投入法について施設の広さやレイアウト等に応じたケースバイケースの対応（次号につづく）

（筆者：（独）農研機構畜産草地研究所畜産草地研究領域（機械研究担当））